

愛南町子育て世帯オンライン医療相談業務の公募型プロポーザル質問票に対する回答書

質問項目		質問内容	回答
1	仕様書 P.2 「3 (1) 受付の方法」	「24 時間 365 日医師等に相談し、専門的見地からの助言が受けられるサービス」とは、実施要領に記載の「1 事業の趣旨・目的」にあるように、利用者の有事の医療不安の軽減を図るため、夜間・休日を含むあらゆる時間帯において、いつ相談を行っても速やかに回答できる体制を整えておくことを意味するとの解釈でよろしいでしょうか。	はい、その解釈で相違ございません。
2	仕様書 P.2 「3 (2) 利用者」および「3 (4) 相談内容」	子どものいる世帯において、育児に関する不安・悩み（産前産後うつ、育児ストレス、子どもの発育・発達への相談、育児に関連した働き方の相談等）は、妊産婦だけの悩みでなく、父親もはじめとする保護者も切り離せない関連した相談だと認識しています。そういった保護者からの相談も、本業務の対象であるとの解釈でよろしいでしょうか。	はい、その解釈で相違ございません。
3	仕様書 P.2 「3 (5) 基本要件」カ	「サーバ等の環境設備は日本国内に設置すること」とは、本業務におけるサービス提供に直接利用するサーバ及びプラットフォーム全てが日本国内に設置されており、かつ、当該サーバ及びプラットフォームにおける個人情報を含むセキュリティ管理について、受託者がすべての責任を持って実施するとの解釈でよろしいでしょうか。	はい、その解釈で相違ございません。
4	仕様書 P.3 「3 (7) 管理者のサービス利用環境」オ	「利用者が実施した医療相談についての概要を確認できること」とは、本業務において提供されるすべての相談について、相談者を個人情報保護の観点から特定しない形を前提に、相談件数、相談日時、相談者の年齢・性別、相談された主訴等を、管理者が管理画面上で確認できることを意味するとの解釈でよろしいでしょうか。	はい、その解釈で相違ございません。

質問項目	質問内容	回答
5 利用者のサービス利用環境	<p>仕様書に「利用者は、スマートフォン用アプリ（ios 版又は Androido 版）を使用しシステム利用できること。」と記載がありますが、スマートフォン利用に最適化されたウェブサービス（レスポンス対応）であれば、アプリのインストールやアップデートの手間なく、アプリと同等の機能・操作性をスマートフォンブラウザ上で実現可能ですが、専用アプリの提供がなくても要件を満たしていると判断しても良いでしょうか。</p> <p>もしスマートフォン用アプリが必須の場合は、その理由について教えてください。</p>	<p>アプリ版、ブラウザ版とも必須としております。医療相談は複数回の使用を想定しており、アプリの高い利便性と操作性、タップするだけで即座にアクセスできる機動性が不可欠であると判断しました。</p>